

水道料金・下水道使用料がスマートフォンでお支払いできます

水道料金・下水道使用料を納入通知書でお支払いされている方は、スマートフォンアプリの決済サービスを利用してお支払いができます。

毎月の水道料金等納入通知書に印字されているバーコードをアプリで読み取ることで、いつでもどこでもお支払いができます。

○利用可能なスマホアプリ名（サービス名）

PayPay（PayPay 請求書払い） 	（外部リンク） https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/
P a y B 	（外部リンク） https://payb.jp/
支払秘書 	（外部リンク） https://wellnet.jp/
d払い （d払い 請求書払い） 	（外部リンク） https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/guide/invoice/
au PAY （au PAY 請求書支払い） 	（外部リンク） https://wallet.auone.jp/contents/lp/billpayment/index.html

楽天ペイ (楽天ペイ 請求書払い)	
	(外部リンク) https://pay.rakuten.co.jp/topics/invoice-payment/

AEON Pay (AEON Pay 請求書払い)	
	(外部リンク) https://www.aeon.co.jp/information/2024/0813_01/

○ご利用方法

- ・スマートフォンにアプリをインストールし、利用登録をする
- ・アプリを起動し、納入通知書に印字されているバーコードを読み取る
- ・お支払い内容を確認し、決済を行う

※各スマートフォンアプリの使い方については、それぞれのアプリ提供会社のホームページをご覧ください。

※お支払いに伴うポイントの付与等についても、各アプリ提供会社にご確認ください。

○ご利用の際の注意事項

- ・アプリのダウンロード及びご利用にかかる通信料は利用者負担となります。
- ・スマートフォンによるお支払いでは領収書は発行されません。お支払い内容はアプリの取引履歴等でご確認ください。
- ・領収書が必要な場合はスマートフォンを利用せず、登米市お客様センター窓口、金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。
- ・スマートフォンでお支払い後、窓口等で二重にお支払いしないようご注意ください。
- ・お客様センター窓口、金融機関、コンビニエンスストアでは電子マネーを利用したお支払いはできません。

○以下に該当するものはスマートフォンでお支払いできません

- ・納入通知書の金額が 30 万円を超えるもの
- ・納入通知書に記載された納入期限を過ぎたもの

- ・納入通知書にバーコードの印字がないもの
- ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの